

柔道整復師のみなさまへ

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師のみなさまへ

**国民健康保険・後期高齢者医療の療養費支給申請書に係る
審査等について、事務処理の適正化を図ります。**

令和6年4月審査～

保険者が支給決定を行うに当たり、

患者等に施術の内容及び回数等を照会して施術の事実確認を行う

場合があります。

【参考】

(令和5年4月審査～)

- 療養費支給決定に係る審査をより正確に行うため、審査（資格確認等）に時間を要する申請書については、療養費の支払いを保留します。
その場合は、国保連合会から施術所に「支払保留一覧」を送付します。
支払保留の対象となった申請書の支払いは、保険者における確認完了後となるため、通常よりも支払が遅れます。
- 支払保留の対象となった申請書に関連して、過去の同一施術所における同一患者の申請書についても、保険者から施術所あて確認・連絡させていただく場合があります。
- 療養費支給決定後に申請書に誤りが発覚した場合は、被保険者と保険者において調整することとなりますので、御留意ください。

**円滑な支給決定及び支払いを行うため、施術所におかれましても被保険者証
の確認及び提出前の申請書チェックに御協力をお願いします。**

令和6年3月1日

和歌山県・市町村国保・国保組合／和歌山県後期高齢者医療広域連合

お問い合わせ 和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL：073 - 427 - 4667

